

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）		うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限				再就職の役員の数	うち農林水産省出身者						
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	フタバ倉庫株式会社	北海道小樽市港町8番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	フタバ倉庫株式会社	北海道小樽市港町8番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小樽開発埠頭株式会社	北海道小樽市港町4番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 105トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小樽開発埠頭株式会社	北海道小樽市港町4番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,989トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	札幌通運株式会社	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 108トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	札幌通運株式会社	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.6円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,377トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	石狩湾新港倉庫事業協同組合	北海道小樽市銭函5丁目37番地41	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	石狩湾新港倉庫事業協同組合	北海道小樽市銭函5丁目37番地41	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,530トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小樽倉庫事業協同組合	北海道小樽市築港5番地4号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.22円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 612トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 111トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,122トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北菱産業埠頭株式会社	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 918トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北菱産業埠頭株式会社	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 480トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	札幌三信倉庫株式会社	北海道札幌市白石区東札幌六条1丁目2番30号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例財団法人又は特例財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例財団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 408トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社福山倉庫	北海道札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.7円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道濠物流株式会社	北海道札幌市白石区中央三條4丁目3番46号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.97円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 276トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道濠物流株式会社	北海道札幌市白石区中央三條4丁目3番46号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.59円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.73円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小澤水産株式会社	北海道留萌市明元町6丁目8番地3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 2,040トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北勝倉庫株式会社	北海道札幌市中央区南1条西23丁目1-33	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.7円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例財団法人又は特例財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例財団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 105トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.51円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 177トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.51円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 867トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 765トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 345トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社館脇倉庫	北海道旭川市大雪通5丁目495-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 354トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	上川倉庫株式会社	北海道旭川市宮下通11丁目右7号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 450トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社西倉倉庫	北海道旭川市5条通13丁目右10号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 519トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	箭原倉庫株式会社	北海道旭川市3条通19丁目右7号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社札幌支店	北海道札幌市北区北7条西4-5-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社札幌支店	北海道札幌市北区北7条西4-5-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社札幌支店	北海道札幌市北区北7条西4-5-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.7円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 285トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社札幌支店	北海道札幌市北区北7条西4-5-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.51円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 114トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	あさひかわ農業協同組合	北海道旭川市豊岡4条1丁目274番地の2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 192トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	あさひかわ農業協同組合	北海道旭川市豊岡4条1丁目274番地の2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 357トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東旭川農業協同組合	北海道旭川市東旭川南1条5丁目8番22号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 714トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東旭川農業協同組合	北海道旭川市東旭川南1条5丁目8番22号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）		うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限				うち農林水産省出身者							
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米540ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社青森支店	青森県青森市新町1-1-8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.03円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米756ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.03円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米330ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米100ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社青森支店	青森県青森市新町1-1-8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米120ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社青森支店	青森県青森市新町1-1-8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米360ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	水晶米あおもり事業協同組合	青森県青森市堤町1丁目2番21号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.77円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米120ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例財団法人又は特例財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例財団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米228トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鯉川運送株式会社	福島県東白川郡鯉川村大字赤坂東野字広畑28番地の1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米900トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米300トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米720トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫	青森県青森市沖館2丁目6番4号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.7円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米204トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米1,700トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ミツノリ	福井県福井市木田町1307番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.77円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米814トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	福井倉庫株式会社	福井県福井市花堂北1丁目4番22号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米 1,600トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社中央倉庫北陸支店	福井県福井市花堂南2-1109	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.77円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米300トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	福井丹南農業協同組合	福井県鯖江市上河端町第18号6番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米700トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社中央倉庫北陸支店	福井県福井市花堂南2-1109	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.77円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 奈良水稲うるち玄米800トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社共立	奈良県大和高田市大東町2番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.95円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 奈良水稲うるち玄米200トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社共立	奈良県大和高田市大東町2番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.95円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫	青森県青森市沖館2丁目6番4号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.7円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社大野運輸	福島県郡山市喜久田町卸2丁目17番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	上尾物流株式会社	埼玉県上尾市大字瓦葺875	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	上尾物流株式会社	埼玉県上尾市大字瓦葺875	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米1,500トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	佐賀県農業協同組合	佐賀県佐賀市米町2番号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.92円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米880トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-5-10	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.9円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米540トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-5-10	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.67円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鳥栖倉庫株式会社	佐賀県鳥栖市藤木町2445番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全農物流株式会社九州支店	福岡県福岡市中央区天神4-5-23	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.9円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 鹿児島水稲うるち玄米 1,200トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	高千穂倉庫運輸株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目13番地34号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 鹿児島水稲うるち玄米 1,872トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本梱包運輸倉庫株式会社都城営業所	宮崎県都城市都北町7470	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,326トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	フタバ倉庫株式会社	北海道小樽市港町8番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 378トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	フタバ倉庫株式会社	北海道小樽市港町8番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小樽開発埠頭株式会社	北海道小樽市港町4番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 816トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	木村倉庫株式会社	北海道小樽市築港7番6号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	大同倉庫株式会社	北海道小樽市港町6番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	大同倉庫株式会社	北海道小樽市港町6番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	大同倉庫株式会社	北海道小樽市港町6番2号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.17円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.65円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 195トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.65円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.73円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海道通運株式会社	北海道小樽市堺町5番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.67円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 2,040トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海安田倉庫株式会社	北海道札幌市白石区流通センター4丁目4-16	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 918トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 348トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 255トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社	北海道苫小牧市港町1丁目6番28号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	トーンサービス株式会社北海道事業部	北海道小樽市銭函5-71-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 714トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	トーウンサービス株式会社北海道事業部	北海道小樽市銭函5-71-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 408トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	髯井倉庫株式会社	北海道札幌市西区二十四軒3条1丁目2番54号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 459トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北菱産業埠頭株式会社	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 228トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	札幌三信倉庫株式会社	北海道札幌市白石区東札幌六条1丁目2番30号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 357トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社福山倉庫	北海道札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.7円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海濠澤物流株式会社	北海道札幌市白石区中央3条4丁目3番46号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.59円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 561トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北勝倉庫株式会社	北海道札幌市中央区南1条西23丁目1-33	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北勝倉庫株式会社	北海道札幌市中央区南1条西23丁目1-33	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 111トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北勝倉庫株式会社	北海道札幌市中央区南1条西23丁目1-33	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,275トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧倉庫株式会社	北海道苫小牧市新開町4丁目9番8号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社上組苫小牧支店	北海道苫小牧市柳町2-8-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 510トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社上組苫小牧支店	北海道苫小牧市柳町2-8-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.51円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.7円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋谷倉庫株式会社函館支店	北海道函館市海岸町22-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.7円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社館脇倉庫	北海道旭川市大雪通5丁目495-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 150トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	上川倉庫株式会社	北海道旭川市菅下通11丁目右7号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 102トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	旭川通運株式会社	北海道旭川市南6条通18丁目2185番地の8	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.23円 /100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米906ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	十和田おいらせ農業協同組合	青森県十和田市西13番町4-28	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.92円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米615ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	十和田おいらせ農業協同組合	青森県十和田市西13番町4-28	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.92円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米519ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	十和田おいらせ農業協同組合	青森県十和田市西13番町4-28	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.92円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米660ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米300ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	水晶米あおもり事業協同組合	青森県青森市堤町1丁目2番21号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.77円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米720ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米432ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.03円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米480トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米600トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	水晶米あおもり事業協同組合	青森県青森市堤町1丁目2番21号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.77円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米113トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	宮城県米穀集荷協同組合	宮城県仙台市青葉区花京院2丁目1番11号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米187トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町東2-9-6	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米3,766トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	白鷹運送株式会社	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5820番地3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米234トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鮫川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米200トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鮫川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米200ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鯉川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米156ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米114ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社大野運輸	福島県郡山市喜久田町卸2丁目17番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米468ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社大野運輸	福島県郡山市喜久田町卸2丁目17番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米450ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米150ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米300ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米120ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米150ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米102ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	関東穀粉株式会社	茨城県行方市行方1618番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米204ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本梱包運輸倉庫株式会社栃木営業所	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台62-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米390ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫	青森県青森市沖館2丁目6番4号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米588ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鯉川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米324トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鯉川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米300トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町東2-9-6	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米300トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町東2-9-6	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米237トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海安田倉庫株式会社	北海道札幌市白石区流通センター4丁目4-16	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価13.34円/60kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米159トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	北海安田倉庫株式会社	北海道札幌市白石区流通センター4丁目4-16	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米195トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	一関糧運株式会社	岩手県一関市秋荘字鍋倉19-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米420トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	宮城県米穀肥料商業協同組合	宮城県仙台市青葉区五橋2丁目4番27号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例財団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米354ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社熊徳	宮城県栗原市築館伊豆1丁目2番27号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米100ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	宮城県米穀集荷協同組合	宮城県仙台市青葉区花京院2丁目1番11号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米600ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	山形県米穀株式会社	山形県山形市東電野町43番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米180ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	長生産業株式会社	茨城県ひたちなか市山崎123	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福岡水稲うるち玄米200ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	高千穂倉庫運輸株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目13番地34号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米193ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 大分水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社大分支店	大分県大分市金池町2-11-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米203ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ミツリ	福井県福井市木田町1307番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	福井県米穀株式会社	福井県福井市下馬3丁目606番地の3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米997ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	浅野運輸倉庫株式会社	滋賀県栗東市高野588番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.98円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 愛知水稲うるち玄米1,500トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	中央倉庫株式会社	愛知県名古屋市中昭和区折戸町4丁目15番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米498ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社盛岡支店	岩手県盛岡市盛岡駅前通り1-41	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米1,698トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町東2-9-6	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米3,501トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社郡山支店	福島県郡山市大町2-2-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米 2,016トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社郡山支店	福島県郡山市大町2-2-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社郡山支店	福島県郡山市大町2-2-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,734トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社郡山支店	福島県郡山市大町2-2-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価20.1円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社宇都宮支店	栃木県宇都宮市駅前通り1-2-5	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 1,020トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社横浜支店	神奈川県横浜市海岸通3-9	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.33円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 714トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社横浜支店	神奈川県横浜市海岸通3-9	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価22.33円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社深谷支店	埼玉県深谷市常盤町1番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.7円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	木更津倉庫株式会社	千葉県木更津市新宿8番29号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.23円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 204ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	ヒラノ物流サービス株式会社	千葉県旭市秋園1138	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.1円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 北海道水稲うるち玄米 306ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	八街倉庫株式会社	千葉県八街市八街235	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.33円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福井水稲うるち玄米315ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社金沢支店	石川県金沢市専光寺町38番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.93円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 滋賀水稲うるち玄米270ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	伊勢湾倉庫株式会社	三重県四日市市尾上町3番地の1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.4円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 滋賀水稲うるち玄米270ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	伊勢湾倉庫株式会社	三重県四日市市尾上町3番地の1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.4円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米600ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米774ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米126ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前銘醸株式会社	青森県弘前市大字富田3丁目7番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 香川水稲うるち玄米972ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	セブンライズ工業株式会社	徳島県板野郡藍住町東中富字直道傍示100番2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岡山水稲うるち玄米101ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	岡山地倉庫株式会社	岡山県岡山市東区光津700	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 佐賀水稲うるち玄米759ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	佐賀県農業協同組合	佐賀県佐賀市栄町2番号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.92円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米498ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	城東運輸倉庫株式会社	熊本県菊池郡大津町大字森字居島831番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米302ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	南熊本倉庫株式会社	熊本県熊本市流通団地2丁目13番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米200ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米1,094ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本梱包運輸倉庫株式会社熊本営業所	熊本県菊池郡陽町原水字南下原1373-1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米406ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	城東運輸倉庫株式会社	熊本県菊池郡大津町大字森字居島831番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米500ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社亀万運送	熊本県八代市岡町谷川915番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米635ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社亀万運送	熊本県八代市岡町谷川915番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米308ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米143ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米262トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	城東運輸倉庫株式会社	熊本県菊池郡大津町大字森字居島831番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米998トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	城東運輸倉庫株式会社	熊本県菊池郡大津町大字森字居島831番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米656トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	南熊本倉庫株式会社	熊本県熊本市流通団地2丁目13番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米1,500トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 熊本水稲うるち玄米1,001トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	熊本製粉株式会社	熊本県熊本市花園1丁目25番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米180トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米120トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	苫小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米 2,200トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	群馬倉庫株式会社	群馬県みどり市大間々町大間々2455番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.63円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米800トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	群馬倉庫株式会社	群馬県みどり市大間々町大間々2455番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米444トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社大野運輸	福島県郡山市喜久田町卸2丁目17番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米464トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	三重県食糧倉庫株式会社	三重県津市広明町345	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米900トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	荻小牧埠頭株式会社東北支店	青森県八戸市豊洲3-3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.2円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米1,500トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫	青森県青森市沖館2丁目6番4号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米478トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	弘前倉庫株式会社	青森県弘前市大字豊田3丁目5番地1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 青森水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	水晶米あおもり事業協同組合	青森県青森市堤町1丁目2番21号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.77円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米102ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東磐運送株式会社	岩手県一関市千厩字下駒場282-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米882ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	花巻農業協同組合	岩手県花巻市野田316番地1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米102ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社盛岡支店	岩手県盛岡市盛岡駅前通1-41	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米1,243ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	塩倉倉庫株式会社	宮城県塩倉市港町1丁目7番30号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.65円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米863ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	朝日精麦株式会社	宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木4-3-10	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米324ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	仙台運送株式会社	宮城県仙台市若林区卸町4丁目4番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.67円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 （契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米324ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	橋浦精麦倉庫株式会社	宮城県名取市岡上2丁目5番12号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価21.03円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会宮城県本部	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番16号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米1,557ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社白石倉庫	宮城県白石市福岡深谷字佐久来5番地32	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.8円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米300ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社白石倉庫	宮城県白石市福岡深谷字佐久来5番地32	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米501ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町東2-9-6	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 宮城水稲うるち玄米450ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	塩竈港運送株式会社	宮城県塩竈市貞山通1丁目6番38号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米685ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田秋印運輸株式会社	秋田県秋田市外旭川字待合28番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米698ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田秋印運輸株式会社	秋田県秋田市外旭川字待合28番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米208ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田海陸運送株式会社	秋田県秋田市土崎港西2丁目5番9号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米881ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田海陸運送株式会社	秋田県秋田市土崎港西2丁目5番9号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米522ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田海陸運送株式会社	秋田県秋田市土崎港西2丁目5番9号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米514ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	秋田海陸運送株式会社	秋田県秋田市土崎港西2丁目5番9号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米306ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社秋田支店	秋田県秋田市泉北1-7-21	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米1,002ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	センコン物流株式会社山形営業所	山形県天童市高掬字金石段南1241-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米467ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	白鷹運送株式会社	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5820番地3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米546ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	山形陸運株式会社	山形県山形市流通センター4丁目1番地2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米850ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	山形おきたま農業協同組合	山形県東置賜郡川西町大字上小松978番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米570ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	山形おきたま農業協同組合	山形県東置賜郡川西町大字上小松978番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米795ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会山形県本部	山形県山形市七日町3-1-16	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米267ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東日本倉庫株式会社	福島県郡山市図景2丁目14番24号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米759ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	山口倉庫株式会社	福島県郡山市三穂田町川田2丁目173番地4	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.77円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米714トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東日本倉庫株式会社	福島県郡山市図景2丁目14番24号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.1円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 福島水稲うるち玄米1,668トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東日本倉庫株式会社	福島県郡山市図景2丁目14番24号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.67円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山形水稲うるち玄米2,977トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鯉川運送株式会社	山形県寒河江市中央工業団地155-2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米875トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全農物流株式会社茨城県支店	茨城県東茨城郡大洗町港中央5	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米612トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	青野産業株式会社	茨城県神栖市柳川2092番地の1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米714トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	茨城倉庫株式会社	茨城県水戸市木葉下町字富士山292-22	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米464トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全農サイロ株式会社鹿島支店	茨城県神栖市東深芝3	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.31円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米591トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全農物流株式会社茨城県支店	茨城県東茨城郡大洗町港中央5	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岩手水稲うるち玄米753トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東洋埠頭株式会社鹿島支店	茨城県神栖市砂山2626-3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米480トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会茨城県本部	茨城県東茨城郡茨城町下土師字高山1950番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米678トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社田島屋	茨城県土浦市上高津717番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 茨城水稲うるち玄米452トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	つくば市谷田部農業協同組合	茨城県つくば市谷田部2074番地1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米1,695トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会栃木県本部	栃木県宇都宮市本町12-11	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米662トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会栃木県本部	栃木県宇都宮市本町12-11	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 栃木水稲うるち玄米240トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	全国農業協同組合連合会栃木県本部	栃木県宇都宮市本町12-11	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価8.69円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米1,992トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	寿倉庫株式会社	群馬県前橋市下大島町字橋上94番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米1,081トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社前橋支店	群馬県前橋市飯土井町65-9	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.16円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米2,080トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本運輸株式会社	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸字壁屋612番	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.87円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米275トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社前橋支店	群馬県前橋市飯土井町65-9	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.53円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米642トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東洋埠頭株式会社東京支店吉井営業所	群馬県多野郡吉井町本郷477-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 群馬水稲うるち玄米464トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	群馬倉庫株式会社	群馬県みどり市大間々町大間々2455番地	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.19円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の記載事項）		うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限				再就職の役員の数	うち農林水産省出身者						
政府所有米穀の保管 秋田水稲うるち玄米715ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本運輸株式会社	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸字壁屋612番	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価19.57円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 埼玉水稲うるち玄米464ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社東倉庫	埼玉県さいたま市桜区大字宿188番地7	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価20.1円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 千葉水稲うるち玄米1,526ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	八街倉庫株式会社	千葉県八街市八街ほ235	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.1円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米140ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東部運送株式会社	新潟県新潟市秋葉区川口580番地21	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価22.77円/100kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米413ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社新潟支店	新潟県新潟市中央区上大川前通5-68-1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.98円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米433ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	東部運送株式会社	新潟県新潟市秋葉区川口580番地21	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 石川水稲うるち玄米198ト ン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社金沢支店	石川県金沢市専光寺町38番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.93円/30kg	-	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限										
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米 1,000トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社	長野県岡谷市郷田1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米141トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	昭建建物株式会社	長野県大字高田中村259番地の2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価6.48円/30kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米494トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	小諸倉庫株式会社	長野県小諸市赤坂2丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.53円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 新潟水稲うるち玄米577トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	昭建建物株式会社	長野県大字高田中村259番地の2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.6円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米612トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	昭建建物株式会社	長野県大字高田中村259番地の2	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.77円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米134トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社	長野県岡谷市郷田1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.9円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米153トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社	長野県岡谷市郷田1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料 単価21.9円/100kg	-	-	-	1	-	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限									
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米207ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	昭建建物株式会社	長野県大宮市高田中村259番地の2	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.53円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米306ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社	長野県岡谷市郷田1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.57円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 長野水稲うるち玄米199ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	諏訪倉庫株式会社	長野県岡谷市郷田1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.57円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 三重水稲うるち玄米315ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	伊勢湾倉庫株式会社	三重県四日市市尾上町3番地の1	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.6円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 三重水稲うるち玄米555ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	みえいなべ農業協同組合	三重県いなべ市大安町石溝下382-3	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 石川水稲うるち玄米1,239ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	大倉産業株式会社	京都府宇治市横島町中川原125番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.83円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 島根水稲うるち玄米793ト	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	株式会社上組境港支店	鳥取県境港市竹内団地76番地	会計法第29条の3第4項(有利随意契約)	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.7円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約

別紙様式 5

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限									
政府所有米穀の保管 鳥取水稲うるち玄米464トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	鳥取いなば農協協同組合	鳥取県鳥取市行徳1丁目103	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価9.03円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 岡山水稲うるち玄米706トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	宇野港倉庫株式会社	岡山県玉野市築港5丁目7番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.8円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 広島水稲うるち玄米464トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	糸崎倉庫株式会社	広島県三原市糸崎南2丁目6番10号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 山口水稲うるち玄米1,187トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	糸崎倉庫株式会社	広島県三原市糸崎南2丁目6番10号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価5.8円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 大分水稲うるち玄米249トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	大成倉庫株式会社	大分県大分市豊海4丁目2番1号	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価4.95円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約
政府所有米穀の保管 大分水稲うるち玄米215トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長 高橋 博	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成22年3月10日	日本通運株式会社大分支店	大分県大分市金池町2-11-1	会計法第29条の3第4項（有利随意契約）	新たに保管業者を選定するために入札に付し、契約の相手方が変更された場合、膨大な米穀の移動経費を要することから、競争に付すことが国にとって不利と認められるた	-	-	-	1期当たり保管料単価6.5円/30kg	-	-	-	1	-	-	単価契約